



2020年 8月 7日
第 17 号

JR 東労組 Yokohama

JR東労組横浜地本

発行人 助川一実
編集情宣担当
ホームページ



<http://www.jreu-yokohama1.jp/>

2017
横地申
第07号

津波から乗務員と乗客の命を守るための 避難・誘導ができる設備の整備と全社員に対する教育・訓練を求める申し入れ② 7月31日交渉

第4項 通信が途絶し現地の乗務員が自ら判断し避難・誘導した場合、会社として現地の社員に権限を委譲したという認識であるのか、認識を明らかにすること。
また、権限を委譲した場合の現地社員の判断は当然JR東日本を代表した判断となるが、避難・誘導の結果如何によっては、過失責任是非を問う訴訟等が起きる場合も想定される。その場合も会社として、**当然全て責任を負うものとし、内外に基本姿勢を明らかにすること。**

会社回答：津波避難行動心得に従って、大地震が発生した場合は津波を想起し、自ら情報を取り、他と連絡がとれなければ自ら避難の判断をすることとなる。その結果で訴訟等となった場合においては会社として対応することとなる。

《組合》

- ①「会社として対応する」とは、どのようなことなのか？JR西日本では、社長会見（※）で対外的に明確にしている。
- ②現場社員に権限を委譲するのか？
- ③「社員を守る」という考えを求めたいが、どうか？
- ④心得の5項目のうち、一つでも欠けてしまえば、対応しないと読み取れてしまう。
- ⑤今後、心得の変更・見直しはあるのか？
- ⑥JR西日本のように、対外的な東日本会社のスタンスとして公表しないのか？

《会社》

- ①回答の通り。社員自身が津波避難行動心得（以降：心得）の5項目に従った判断をする。対応の内容は相手方のケースによる。
- ②権限ではない。心得に従って行動した結果として起きたことは、会社として全てのケースに対応する。
- ③心得で行動していただいた結果、起きたことは対応する。ケースについては、たればになるので議論ができない。
- ④どのような結果でも、全社員を対象に会社として対応する。
- ⑤支社ではなく本社が全体を統一して決めたもので、現時点では、その考えはない。
- ⑥心得・マニュアル・規程等は社内向けであり、対外的には相応しくないものである。

※JR西日本2012年9月の定例社長会見

「避難までの時間が少ない、情報が入らない状況で、情報を待っていれば逃げ遅れる恐れがありますので、社員自身で避難を判断してよいこととします。自主的な判断ができるよう、社員に教育・訓練をしっかりと行います。そして、社員が自主的に判断し避難した場合の結果につきましては、会社が責任を負うことを明確にいたします。」

第5項 社員の津波避難の時期と、避難・誘導の際にどこまで対応すれば安全配慮義務を果たしたことになるのか、認識と基本的考え方を明らかにすること。

会社回答：津波避難行動心得に基づき、空振り恐れず、もっとも安全と考えられる方法で避難誘導を行うこととなる。

《組合》

- ①どこまで対応すれば良いのか。社員自らが避難をするタイミングはいつになるのか？
- ②どこまで逃げるのか？
- ③最も安全と考えて取った行動は否定しないということか？
- ④JR西日本では会社が責任を負うことを明言している。社員としても安心を求める。

《会社》

- ①明確なものはない。避難する乗客を率先する人は必要と考える。車掌や運転士が対応することが基本になる。
- ②避難ナビを参考に伝えるしかない。お客さまと社員の命を守ることが大前提である。心得に従えば、なぜ列車を離れたのか、ということは問わない。
- ③命を守ることが前提である。社員の責任を問わないとは言いきれない。状況を把握するための聴取を行うことは必要になる。
- ④回答のとおり。

第6項 津波線区を乗務する全社員に対し、津波避難に対する教育・訓練を実施すること。また、その訓練の中に、現地の高台などの一時避難場所を歩いて確かめる実踏訓練を入れること。

会社回答：必要な教育・訓練は実施している。なお、津波を想定した避難誘導訓練については今後も実施していく計画である。

《組合》

- ①訓練参加者が一部にとどまっている課題がある。

《会社》

- ①津波に関する教育訓練は年1回実施することを通達で指定している。

③に続く